

事 務 連 絡
令和2年12月24日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」の施行について(周知依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る12月21日の閣議決定により、標記の法律が令和2年12月28日に施行されることが決定され、具体的には、令和3年に限り、「海の日」、「スポーツの日」、「山の日」の祝日が移動することについての周知依頼が内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より国土交通省自動車局旅客課を通じありました。

各都道府県バス協会におかれては、その旨ご了知いただくとともに傘下の会員事業者への周知をお願いいたします。

別添資料

- ・ 国土交通省事務連絡
- ・ 内閣官房事務連絡
- ・ 別紙1 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- ・ 別紙2 チラシ

以上